取扱区分:「公開」

令和3年第11回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和3年11月10日(水)10時00分

於:周南市役所 多目的室

令和3年第11回

周南市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年11月10日(水) 午前10時01分 ~午前10時41分
- 2 場 所 周南市役所 多目的ホール
- 3 出席者等
 - (1) 出席委員 18人

第1番	秋	貞	啓	子	第2番	有	馬	俊	雅
第3番	岩	田		実	第4番	佐	伯	伴	章
第5番	白	石	純	治	第6番	高	橋		恵
第7番	田	中	榮	作	第8番	歳	光	時	正
第9番	野	村	邦	幸	第10番	林		俊	_
第11番	原	田	雅	之	第12番	弘	中		壽
第13番	藤	井		孝	第14番	藤	原	典	子
第15番	松	田	孝	行	第16番	Щ	崎	光	夫
第17番	笠	井	保	雄	(会長職務代理者)				
第18番	Щ	下	敏	彦	(会長)		(1)	\欠員	∄)

- (2) 欠席委員 なし
- (3) 事務局職員 4人

 局長山本尚秀
 次長杉岡清伸

 次長補佐時重智一
 書配 面のぞみ

(4) 関係部署職員 2人

産業振興部農林課 課長 長 畠 和 彦 産業振興部農林課 農政担当主査 堀 熊 純 一

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

	議案第42号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件			
	議案第43号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	5件			
	議案第44号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の				
		2 第 2 項の規定による農業振興地域整備計画の変更	1件			
		に係る意見聴取について				
	議案第45号	農地利用最適化推進委員の辞任について	1件			
第3	報告事項					
	報告第64号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の	18件			
		届出について	10			
	報告第65号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届	1件			
		出について	1 7			
	報告第66号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届	6 件			
		出について	O IT			
報告第	報告第67号	現況が農地でないことの証明について(非農地判断	6 件			
		施行前)				
	報告第68号	現況が農地でないことの証明等について(非農地判	1 件			
		断施行後)	1 17			
	報告第69号	相続税の納税の猶予に関する適格者証明について	3件			

山本事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中18人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

恐れ入りますが、議案の正誤表を配付しておりますので、よろし くお願いします。

それでは、議長よろしくお願いいたします。

開会(午前10時01分 ~)

議長(山下会長)

皆さん、おはようございます。

それでは、ただ今より令和3年第11回、周南市農業委員会総会を 開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第1番・ 秋貞 啓子 委員、第7番・田中 榮作 委員のご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは議案第42号「農地法第3条第1項の規定による許可申請 について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

1ページの議案第42号は、1議案2件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が299平方メートルの 農地です。ただし、その内57平方メートルについては農業用倉庫が 建っています。

現況は家庭菜園規模の畑として、申請地に隣接する住宅に居住する譲受人の母親が、自宅敷地内の畑と一体的に利用しています。

なお、申請地は自宅敷地内の畑とは別の隣接農地とは連担しておりません。

権利移動は所有権移転で、死亡された遺贈者は、遺言書により申 請譲受人に特定遺贈するものです。

包括遺贈又は法定相続人に対する特定遺贈による農地の所有権移転につきましては、農地法施行規則第15条第1項第5号の規定により、農地法による許可は必要ありませんが、この度の件につきましては、譲受人が法定相続人ではないため、農地法第3条による所有権移転の許可が必要となります。

譲受人は農地を所有していないため、取得後の農地所有面積は、 下限耕作面積である30アールの要件を満たしません。

しかしながら、農地等の権利移動の許可を制限した農地法第3条 第2項ただし書では、「政令で定める相当の事由があるときは、この 限りではない。」と規定されています。

農地法施行令第2条第3項に、この政令で定める相当の事由が列挙されていますが、第3号に「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草牧草地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草牧草地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。」と規定されています。

隣接する住宅に住む譲受人の母親が、自宅敷地内の畑と申請地を 現に一体として利用していることから、法の趣旨に反するものでは なく、今回の遺言による特定遺贈での所有権の移動は許可をするこ とができると考えます。

なお、この件に関しましては、山口県の担当部署にも照会し、確認をとっております。

以上でございます。

議長(山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の笠井 委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

第17番 笠井委員

第17番笠井です。

番号1番について、去る10月26日に事務局と一緒に現地調査をしました。

また、申請人とは、後日電話にて意思確認をいたしましたので報 告いたします。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明のとおりで間違いありません。

現況は299平方メートルの狭小の農地で、一部農業用倉庫が建っていました。

その他は畑として、隣接する住宅、申請人の実家に住んでいるお母さんが野菜、花等を栽培しておられました。今後も一緒に耕作されるとのことでした。

今回の権利移動は所有権移転で、遺言書により申請譲受人に、特定遺贈するもので、譲受人が法定相続人でないため、農地法第3条による所有権移転の許可が必要となったものです。

取得後の農地所有面積は要件を満たしませんが、農地法第3条第2項ただし書きでは、相当の事由があるときは、この限りではないと規定されており、農地を一体的に利用することから、今回の処置は適当であると思います。

以上問題ないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長(山下会長)

ありがとうございました。

ただ今の議案第42号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号、番号1番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第42号、番号1番は、許可と決定い たします。

続きまして、議案第42号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

番号2番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、基盤整備された田1筆の面積が 1,450平方メートルの農地です。

現況は利用権を設定の上、申請譲受人の父親が田として耕作され ています。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は遠方に居住しており、 直接耕作できないため、譲り渡すものです。

譲受人の父親は、20数年間、申請地を自己所有の隣接農地と合わ せて1枚の田として耕作しており、今後も安定的に耕作を継続する ため、譲り受けるものです。

取得後の農地は、約130アールとなり、当地区の30アールの下限耕 作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許 可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長(山下会長) ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの 現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

山本事務局長

佐伯委員

第4番佐伯委員

4番、佐伯です。

議案第42号、2番について調査報告します。

11月6日に、現地に行きまして、農地として適切に耕作されておりますことを確認しました。

譲受人とは、直接出会うことはできませんでしたが、電話にて確認をさせていただきました。

20数年前より自己所有の農地と一緒に耕作されており、現在はほ場整備し、一枚のほ場になっておりますので、今後も自己所有農地として作付けしていきたいということで、今回申請をされたとのことです。

譲渡人とも遠方ですので、電話にて確認をさせていただきました。 遠方に居住しており、今後も農地維持は不可能のため、今回の譲 受人の申請に同意したということです。

農地として維持されると思われますので許可してもよいと思いま す。

ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第42号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号、番号2番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第42号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第43号「農地法第5条第1項の規定による許可

議長(山下会長)

申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

2ページから3ページの議案第43号は1議案5件です。

では、番号1番について、ご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 417.75 平方メートル、パネル枚数 162 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットです。

譲渡人は、今後耕作の見込がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、戸田駅から南東約250メートルに位置し、所在、地 目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計 画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は戸田駅から300m以内の農地で第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長(山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの 現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案第43号1番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電事業者による農地転用の権利 移動許可申請になります。

10月23日に事務局の方と現地確認をしました。

地目は田で、1,823平方メートルです。

現状は耕作されてなく、雑草が生えていました。

10月30日ご自宅へ伺い、譲渡人と現地確認と意思確認をしましたが、折り合いつかず、11月4日譲受人の業者さんが来られるということで再度伺い、双方の意思確認をいたしました。

高齢となり耕作する事が出来ないので売却することにしたそうです。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第43号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第43号、番号1番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第43号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第43号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号2番について、ご説明いたします。

番号2番の譲渡人及び譲受人は番号1番と同じです。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 866.45 平方メートル、パネル枚数 336 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 2 基です。

譲渡人は、今後耕作の見込がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、戸田駅から南東約220メートルに位置し、所在、地

議長(山下会長)

杉岡事務局次長

目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計 画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は戸田駅から300m以内の農地で第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書、資金計画書、被 害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たし ています。

以上でございます。

議長(山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの 現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番岩田です。

議案第43号番号2番について補足説明します。

本申請は、譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

地目は田で、1筆1,524平方メートルを申請するものです。

なお、先ほどの1番今回2番について、譲渡人、譲受人、とも同 一人物同一業者です。

隣接する水田、公衆用道路、水路を挟んで100メートルぐらいに位置します。

10月23日、事務局の方と現地確認をしました、

現状は耕作されてなく、雑草が生えていました。

10月30日と11月4日にご自宅に伺い、現地確認と意思確認をしました。

高齢となり耕作することができなくなり、2年前から耕作していないそうです。

譲受人とは11月4日、現地において現地確認と意思確認をしました。

申請書、位置図、分間図、被害防除計画書、事業計画書、土地利

用計画図は先ほどの事務局の説明通りです。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長(山下会長) あり

ありがとうございました。

ただ今の議案第43号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第43号、番号2番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第43号、番号2番は、許可と決定い たします。

続きまして、議案第43号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

本件は、令和3年7月12日に開催の第7回総会における、議案第29号の番号2番として、農用地区域から除外することについての審議に基づき、市長に、「異議がない」旨の答申をしたものです。その後、山口県から、令和3年8月17日付けで農業振興地域整備計画の変更の内定の通知がありました。また、周南市長から、11月8日付けで申請地を農業振興地域整備計画(農用地利用計画)が変更され、申請地が農用地区域から除外されたとの通知が届いています。

申請譲受人は、近年の頻発する災害による公共工事に伴ない、残 土処理が必要であることから、残土処理場を整備しようとするもの です。

一体利用で計画している土地は、申請地のほか、隣接する 2208 番地の1、10960番地など14筆でこれらの合計面積は13,000㎡、 計画土量は128,000㎡とのことです。 譲渡人は、高齢化等により農作業の継続も負担となったため、譲 受人に譲り渡すものです。

申請地は、大河内駅から北東へ約1.3kmに位置し、所在、地目、地積は、 記載のとおりで、公図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりで す。

農地転用許可基準につきまして、農業公共投資の対象となっていない小集 団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましても、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長(山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの 現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

第11番の原田です。

議案第43号、3番について補足説明いたします。

本案件は、本年7月総会時に審議可決されました農業振興地域整備計画の変更に伴う申請です。

去る10月24日に事務局と現地確認、11月5日に申請代理人と改め て電話にて意思確認をいたしましたので報告いたします。

申請地は山林、道路に囲まれており、現在自己保全管理されているものの、草が生い茂っておりました。

譲渡人の話では、申請地はここ30年近く耕作しておらず、草刈りによる自己保全管理をしているとのことでした。

以前は、田んぼとして利用していたのですが、その当時から水がなく、ボーリングしてポンプで潅水していたとのことでした。

草刈りも定期的にしていたものの、近年年齢とともに難しくなっていきていたため、この度の事業計画の申出に応じたとのことでした。

譲受人は、主に公共工事により発生する残土処理場で近年の豪雨 災害の復旧工事のため、新たな残土処理場が必要となったとのこと でした。

申請地及び周辺の土地一体で、道路、水路も含まれておりますが、それらの付け替え等も担当部署との事前協議済みとのことです。

造成も安全勾配をとった法面に芝張りし、雨水については溜め桝 を介して河川への放流で、農業用水への放流はありません。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に沿って調査いたしましたが、申請地を含め周辺はすでに長年耕作放棄されており、既に非農地判断がされていて、周辺農地に及ぼす影響はないと考えており、問題ないと考えます。

ただ、本年夏に盛土の崩壊による大規模な土石流の発生がありました。

盛土の際の排水等安全対策は担当部署の指導の下、確実に実施してもらいたいと改めて付け加えさせてもらいます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第43号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第43号、番号3番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第43号、番号3番は、許可と決定い たします。

続きまして、議案第43号、番号4番と5番ですが、里道を挟ん だ隣接する農地で、譲渡人と貸主、譲受人と借主がそれぞれ同一

議長(山下会長)

で、申請事由も関連がありますので一括議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号4番及び番号5番を一括してご説明いたします。

まず、番号4番についてです。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積835.50平方メートル、パネル枚数324枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが2基です。

譲渡人は、今後耕作の見込がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市熊毛体育センターから北西約 520 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は農業公共投資の対象 となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

続きまして、番号5番です。

借主は、番号4番の太陽光発電電設備の設置のための進入路として申請地32㎡を一時転用しようとするものです。

貸主は、借主からの依頼に応じて使用貸借で借主に貸そうとする ものです。

申請地の位置は、番号4番と同様に周南市熊毛体育センターから 北西約520メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおり で、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおり です。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は農業公共投資の対象 となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。 立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長(山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの 現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

第11番原田です。

議案第43号4番、5番について補足説明いたします。

去る10月24日に事務局と現地確認、11月5日に申請代理人と電話 にて意思確認いたしましたので、報告いたします。

議案第43号、4番、5番ともに申請地は現状自主保全管理されており、草刈りがされておりました。

地区担当の農地利用最適化推進委員の話では、申請地は20年以上 耕作されておらず、年二、三回シルバー人材センターが草刈りをし ているとの事でした。

代理人の話では、今後も耕作する予定もなく、この度、譲受人の 申し出に応じたいとのことでした。

譲受人は、太陽光発電事業を行うにあたり土地を探していたところ、日当たりのよい議案第43号4番の申請地が適地と判断し取得するとのことでした。

施工にあたり、近所の生活道路となっている隣接した道に駐車出来ないことから工事車両の進入路として議案第43号、5番の申請地を借受け一時転用するとの事でした。

周辺は道路、河川、耕作中の農地であるため、草刈り等管理に関して年2回は行うことなど、周辺の農家と事前に協議するよう依頼し、譲受人が地元農家と話をして、文書により確認を行っているとのことでした。

草刈りに関しては、管理会社への依頼ではなく譲受人が実施する

ということで、フェンスに管理者連絡先を明記した掲示板を設置するとのことでした。

太陽光発電パネルのみの設置で、日当たり等周辺農地への影響もなく、事業計画書、平面図、被害防除計画書に沿って調査いたしましたが、特に問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第43号、番号4番及び番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。 議案第43号、番号4番及び番号5番について、採決を行います。 許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第43号、番号4番及び番号5番は、 許可と決定いたします。

続きまして、議案第44号、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

4ページの議案第44号をご説明いたします。

本議案につきましては、周南市長より農業振興整備に関する法律 第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画のうち農用地利用 計画の変更についての意見を求められたもので、農林課から説明を 受けた後、農業委員会の決定を行いたいと思います。

議長(山下会長) | それでは、長畠農林課長よろしくお願いします。

議長(山下会長)

山本事務局長

長畠農林課長

農林課長の長畠です。

よろしくお願いします。

議案第44号農業振興地域整備計画の変更については、9月末までに1件の除外の申出があり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきお諮りするものでございます。

それでは、1番の除外について説明をいたします。

本件は地権者が高齢かつ遠方に居住しており、耕作が困難であり、また、農地も整形ではないため、他に耕作者も見込まれないことから、クヌギを植樹し、今後は林地として、適切に管理したいとの申出です。

申出地は、鹿野総合支所から北に約0.8キロメートルのところに 位置しており、所在、地目、地積は議案書のとおりです。

また、位置図、周辺図、分間図、写真については配付資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の北側は雑種地、東側は山林及び農地、 西側は雑種地及び農地、南側は農地に面しております。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しております。

以上で説明は終わります。

議長(山下会長)

続きまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び除外に 関しての意見をお願いします。

野村委員

第9番 野村委員

9番、野村です。

10月23日、申請人と電話で意思確認をいたしました。

本人は体調不良で、今年は何とか田を耕作しましたが、これ以上 は出来ないと言うことで、近くにお兄さんがいらっしゃるので、今 年は耕作されて収穫を終えられています。

しかし、本人も家から七、八キロメートルの距離なんですけど、

お兄さんもかなり高齢なので、そこまで耕作しに行くことが大変だということで、以前から近所の耕作者に作ってくれないかと依頼していたが、誰も引き受けてくれないということで、今回、これ以上田を作ることが出来ないので、クヌギを植えたいと、それに関して、お兄さんの方がかなり家の近くにクヌギを植えて、シイタケの原木にしていらっしゃいますので、クヌギが一番手入れをしても、約10年くらいですかね。成長するのに、かかるので、手入れも年1回くらいの草刈りくらいで済むということなので、クヌギが一番いいのではないかというようなことで、ほとんど本人ではなく、お兄さんの方に全て依頼しているというようなので、お兄さんの方で意見を聞いておりました。

10月27日に事務局と現地確認をいたしました。現状は田です。 稲刈りも終わっています。

申請地の隣に田があるのですが、なるべく距離をあけて、日陰に ならない様な植栽をしたいということであります。

耕作者を探したんですけど、隣の方もかなり高齢なので、これ以上耕作面積を増やせないということを聞きましたので、今回の申請は、許可をしても良いのではないかと思います。

よろしくお願いします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第44号の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第44号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第44号は、特に意見がない旨、市長 に答申いたします。

議長(山下会長)

ここで、農林課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農林課職員退席)

続きまして、議案第45号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

議案第45号について、ご説明いたします。

10月14日付けで、第27区、小松原区域の農地利用最適化推進委員から、健康上の理由により、辞任届が提出されました。

推進委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第23 条に、「正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委 員を辞任することができる」と規定されていることから、この度、 委員会にお諮りするものです。

以上です。

議長(山下会長)

ただ今の議案第45号の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。 議案第45号について採決を行います。

同意することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第45号は、同意することに決定いた します。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第64号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の 届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

6ページから11ページの報告第64号は、農地等を相続等により所 有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は18件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしま したので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長(山下会長)

説明が終わりました。

以上で、報告第64号を終わります。

続きまして、報告第65号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

12ページの報告第65号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。今回は1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専 決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長(山下会長)

説明が終わりました。

以上で、報告第65号を終わります。

続きまして、報告第66号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

13ページから14ページの報告第66号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をする

もので、許可は不要とされています。

今回は、6件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専 決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長(山下会長)

説明が終わりました。

以上で、報告第66号を終わります。

続きまして、報告第67号「現況が農地でないことの証明について (非農地判断施行前)」、を事務局より説明を願いします。

山本事務局長

山本事務局長

15ページから16ページの報告第67号は、登記簿上の地目が田又は畑で、現況が田又は畑以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする方からの申請に基づき証明をするもののうち、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領が施行される日の、前日までに事務処理をしたもので、今回は6件です。

内容は記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により非農地である旨 の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

なお、番号3番の農用地2筆につきましては、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しがないことを満たすことから、農業整備地域整備計画の随時変更を行い、農用地区域から除外されるものです。

以上でございます。

議長(山下会長)

説明が終わりました。

以上で、報告第67号を終わります。

続きまして、報告第68号「現況が農地でないことの証明等について(非農地判断施行後)」、を事務局より説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

17ページの報告第68号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領第18条の規定により、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人の協議による非農地判断の結果及び非農地証明書の交付等を報告するもので、今回は1件です。

非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地 台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人 と事務局職員で現地調査を行い、3人の協議により申請地が農地に 該当するか否かの判断をし、その結果、農地に該当しないものと決 定し、非農地証明書を交付しましたので報告します。

なお、当該土地は、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しがないことを満たすことから、農業整備地域整備計画の随時変更を行い、農用地区域から除外されるものです。

以上でございます。

議長(山下会長)

説明が終わりました。

以上で、報告第68号を終わります。

続きまして、報告第69号「相続税の納税の猶予に関する適格者 証明について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

18ページの報告第69号は、租税特別措置法第70条の6第1項の 規定による農地等についての相続税の納税の猶予に関する適格者 証明願いがあったもので、今回は3件です。

内容は記載のとおりで、現地を確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により適格者である旨

を証明いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長(山下会長)

説明が終わりました。

以上で、報告第69号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和3年第11回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。

閉会(午前10時41分)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和3年11月10日

周南市農業委員会

会 長 山下敏彦

委 員 秋 貞 啓 子

委 員 田中祭作